

令和3年度

**第16期第6回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年8月24日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年8月24日(火) 午前10時から10時39まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について
- 2 報告事項1 漁業に関する協定に係る報告事項について
- 3 その他 (1)漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について
(2)和歌山・三重連合海区漁業調整委員会について
(3)次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁 永富洋一
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 千田良仁
大倉良繁 木村那津子

欠席委員

木村妙子

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

副参事兼班長 南 勝人
主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 19 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第6回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、木村妙子委員が欠席で出席委員が14名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づきまして、議事録署名者として、掛橋委員と濱中委員にお願いいたします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、議案1「ふぐはえなわ漁業に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(増田主幹)

資料1をご覧ください。

この指示は、平成7年度から続けて発動していますが、継続するかどうかご審議をお願いするものです。

1-1ページと1-2ページをご覧ください。1-1ページが改正案、1-2ページが現行の指示です。1禁止漁具は、浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具の3種類です。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、図の線より南の海域を除きます。2操業禁止期間は3月1日から9月30日までです。3採捕禁止の対象は600グラム未満のトラフグです。4指示の有効期間は10月1日から翌年9月30日までです。今回の変更箇所は告示番号、漁業法条項、告示日、会長名、指示の有効期間です。内容や図についての変更はございません。告示番号は第6号、漁業法条項は第120条、告示日は9月21日の予定です。会長名は浅井会長です。有効期間は令和3年10月1日から令和4年9月30日としています。なお、愛知海区も同様の指示を発動している旨は例年のように関係機関に指示発動を通知するにあたり、その通知文でお知らせする予定です。愛知海区の指示の最新版は1-3ページから1-5ページに参考として添付しています。

ご審議いただくはえなわ漁業に関する事項については以上となりますが、ここで委員の皆様にお詫びと訂正すべき事項がございます。1-6ページから1-9ページをご覧ください。先月ご審議いただいた「遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について」です。改正された漁業法の条項を引用しておらず、第120条とすべきところが、第67条となっておりました。浅井会長にお許しをいただいたうえで、修正した内容で本日告示する手続きを進めております。この場をお借りして、お詫びと訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

ご審議をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案1については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議が無いようですので、議案1については事務局原案どおり発動することといたします。

続きまして、報告事項1「漁業に関する協定に係る報告事項について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料2をご覧ください。

愛知県及び三重県の「漁業に関する協定」の紛争処理委員会及び資源専門委員会の委員に変更がありました。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○水産資源管理課(南副参事兼班長)

漁業に関する協定、いわゆる湾口協定の第10条に基づく紛争処理委員会の名簿について報告します。2-1ページのとおり8月1日現在、三重県の海区漁業調整委員会委員は木村那津子委員、漁業関係者は藤原常務と浅井組合長、県水産行政職員は南です。愛知県の海区漁業調整委員会委員は小林委員、漁業関係者は蒲郡漁業協同組合の山本組合長と愛知漁連の間瀬常務理事、県水産行政職員は堀木課長補佐です。

第11条に基づく資源専門委員会の名簿につきましては、2-2ページのとおり8月1日現在、三重県の水産資源の学識者は水産研究所の青木研究管理監、県水産行政職員は勝田課長補佐、海区漁業調整委員会委員は秋山委員、漁業関係者は鳥羽磯部漁協の浜口運営委員長です。愛知県の水産資源の学識者は愛知県水産試験場の植村主任研究員、県水産行政職員は白木谷課長補佐、海区漁業調整委員会委員は岩田委員、漁業関係者は西三河漁協の稲垣組合長です。

報告は以上です。

○浅井会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

意見が無いようですので次に進めます。

その他事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について」事務局より説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

漁業法の改正により資源管理の状況等の報告が必要となったこと及び今後予定される漁業権切替えの手続きについての事前の情報提供です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(藤島主幹)

漁業法の改正に伴い、今後委員会への報告が必要となる事項について、事前に説明させていただきます。

3-1ページをご覧ください。資源管理の状況等の報告とそれとリンクする漁業権の切替えの手続きについてです。改正漁業法において、この資源管理状況等の報告が法第90条として新たに規定されました。条文には「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」とあり、資源管理の状況や漁場の活用状況として、実際どのように行使しているかなどについて別に定める様式で報告しなくてはならないことになりました。また、同条には「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とあり、次回以降の委員会で報告をさせていただく予定です。この資源管理状況等の報告は、免許を受けた漁業権者から県に令和2年から年1回提出いただくことになりました。令和2年の状況等の報告は、本来は1月から12月分を令和3年1月に提出していただくことと考えていましたが、改正漁業法の施行が令和2年12月でしたので、令和2年分の報告は令和2年12月、

1 か月分のみで報告で対応させていただいています。

3-2 ページは第1種共同漁業権における資源管理の状況等の報告様式の記載例です。この報告様式は共同漁業権だけではなく、定置、区画それぞれの漁業権ごとであり、漁業権の数も多くかなりの報告数になります。1 資源管理に関する取組の実施状況として、漁業権行使規則の取組実績や共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組、その他の取組を書き添えていただき、2 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況を記載いただきます。

3-3 ページは漁業権番号ごとに、第1種、第2種等漁業権の種別、あわび漁業、かき漁業、いせえび漁業など漁業の名称ごとに組合員行使権者数、延べ操業日数、生産量、生産金額などを記載する様式になっています。これまでに無かった報告内容ですので、県でも浜を周りながら説明をさせていただいているところです。ただ、実際には12月分だけの報告ですので、その時期に行使が無い漁業もあり、その際は理由などを書き添えていただくよう説明しています。

3-1 ページをご覧ください。漁業権切替えの手続きとこの報告のつながりを説明します。なお、現在の海面の漁業権の期間は共同と定置、区画の魚類養殖以外は令和5年8月31日まで。区画の魚類養殖が令和5年12月31日まで。真珠と真珠母貝が令和6年3月31日までです。今後切替えの手続き等も考えていかないといけないんですが、令和3年度末頃から関係者の要望や漁場条件の調査などの現地ヒアリングが必要と考えています。その際、この資源管理の状況等の報告が役立つこととなります。現地ヒアリングの後、海区漁場計画案の作成、漁場計画案の海区委員会への諮問、海区漁場計画の公示、免許申請、申請を受けての海区委員会への諮問、答申を経て期限までに免許をすることになります。

今回の報告は漁業権の切替えとリンクしており、資源管理の状況等の報告を受けて、漁場の活用状況について「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしている」、「合議的な理由なく漁場の一部を利用していない」などがあれば、指導・勧告し、改善しなかった場合には、漁業権取り消し、行使の停止とすることが漁業法には規定されています。改善した場合や適切かつ有効に活用している場合においては、今まで免許を受けてきた人が申請してきたら、そのまま漁場計画の作成や概ね等しい漁業権として設定する形で進んでいくということです。ただ、国はこのように規定していますが、基本的には現場でのヒアリング等で色々話しをお聴きしたうえで、県としては考えていくこととしています。

説明は以上です。

○浅井会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はございませんか。

○永富委員

漁業は色々な魚種を対象としている。魚種によって揚がる年と揚がらない年がある。この揚がらない年が何年続くのかは想像つかへん場合があると思うんです。今回の報告で例えばあさりが揚がらない場合、あさりの漁業権は剥奪するようなことにしたら今度あさりがわいてきても、獲られへんような状況ができてきますもんで、その点はどのように解釈したら良いのか教えてください。他の魚種も同じです。

○浅井会長

あわびなどでも起こりうることかと思えます。説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹）

国からは適切かつ有効にであるとか、現在漁獲が無い時には合理的な説明が付くように報告するように言われています。例えば、資源管理や資源の保護をしているために獲っていないとか、海藻類であればあわびやいせえび等の磯根資源の保護のためにその藻場を刈らないようにしているなど、そういった理由ならば合議的な理由になるのではないかと言っています。

○浅井会長

はい、ありがとうございます。永富委員、この説明について納得いかんところもあると思うんですけど、やっぱり、全然獲れん時代がいかなごでもきたし、またその都度皆で検討して話し合いしたらええんじゃないかと思えますがいかがでしょう。

○永富委員

しっかり現場の意見も聴いて、話し合いをして決めていただけたら問題ないと思います。

○浅井会長

話し合いは当然必要ですし、海区委員会にも相談していただきたいと思えます。

○藤原委員

国が何を考えているか我々にはまだ全然見えてこない。共同漁業権の切替えもこの新漁業法のもとで今後初めて行うこととなる。「適切かつ有効」に活用されていることに関しては、永富委員が発言されたように、魚種や漁業種類により色々な局面が出てくると思えます。そのような場合に適切かつ有効な活用について、例えばいかなご6年間不漁やった。こういう場合の不漁の理由はしっかりした説明が付き、愛知、三重両県とも理解している。しかし、国がこのような事例をどう見るのかという部分が、我々現場では非常に不安要素である。それともう1点、事務的には多くの漁協では暦年決算じゃなくて年度決算が多い。

年報告が1月から12月を対象とすると、報告を取りまとめる漁協の負担も多くなると思う。漁業統計を取るためのデータを活用すればできると思うが、現在各漁協からの漁獲統計のデータは1月から12月の暦年ですか。

○水産資源管理課（藤島主幹）

暦年です。

○藤原委員

分かりました。

○掛橋委員

永富委員と藤原委員がおっしゃられた事は、海区漁場計画の要件等である法第63条第1項の「適正かつ有効に活用されている漁業権」、いわゆる「活用漁業権」と同条第2項の「海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。」と規定されていることだと思いますが、その解釈でよろしいか。

○水産資源管理課（南副参事兼班長）

はい。新たな漁業を要望されるのであれば、勿論県も入り相談させていただいて、より漁村の発展に繋がっていくような、あり方などを検討させていただきたいと思います。

○掛橋委員

永富委員や藤原委員がおっしゃられたような懸念されることもあるなかで、適正かつ有効にという、この幅広い意味合いを活用漁業権として、やはり最大限に活用するとの解釈で今回の改正漁業法はよろしいんやな。

○水産資源管理課（南副参事兼班長）

はい。

○浅井会長

他にございませんか。

それでは続きまして、その他事項2「和歌山・三重連合海区漁業調整委員会について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（増田主幹）

和歌山・三重連合海区漁業調整委員会はさんま漁業などについて調整するため、毎年10月前後に開催されており、和歌山海区と三重海区が交互に事務局を運営しています。昨年

度は和歌山海区が事務局でしたが、新型コロナの流行状況を鑑みて、今年度に延期になっていました。まだ、正式に決まっていないのですが、新型コロナの流行が現在も続いておりますので、昨年度に引き続き今年度も再度延期することを検討しているとの情報が和歌山海区の事務局から入っています。

事務局からは以上です。

○浅井会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はございませんか。無いようですので、続きまして、その他の事項3「次回の委員会日程について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(増田主幹)

次回の委員会については、9月28日(火)10時からをご提案します。皆さまご都合はいかがでしょうか。

○浅井会長

よろしいですか。都合の悪い方はおりませんか。

では次回の委員会については9月28日(火)10時からとします。

ただ現在緊急事態宣言も出ており、何もかも会議が中止になったりしている。新規感染者が400人、500人、600人とか出てきた時には、委員会の開催方法などを考えないかん時もあると思います。その際は皆さんに理解していただいて、海区委員会は中止とすることはしがたく、あまりひどいような状況であれば、ウェブ会議もでの開催も考えたいと思います。人の命には代えられませんので、ウェブ会議を併用する場合には委員の皆様にご連絡させてもらいますので、よろしく願います。

また、事務局長準備をお願いします。

○事務局(林事務局長)

このような状況の中、本日は皆様にお集まりいただき、ありがとうございます。

会長からご発言いただきましたように、昨年も4月に緊急事態宣言が出されており、その際このような状況下での海区委員会の開き方について、委員会でご協議いただきました。海区委員会は漁業法において出席のうえ公開して行うと規定されています。これは県議会等と全く同じであり、公開して行うものですから書面による決議は認められていません。漁協の総会などですと書面で決議を行う場合もありますが、海区委員会ではそれができません。ただし、その出席という解釈において、会長がおっしゃられたようにウェブ会議は出席として認めるという水産庁の見解がございます。そのため、昨年の委員会において、会長が必要と認める時はウェブ会議での出席も出来る規程になっておりますので、ウェブ会議を活用した開催については、会長とご相談させていただきたいと思っております。

なお、昨年ご協議をいただいた際、この海区委員会は法律に基づき、例えば本日の委員会指示もそうですが、一般の方の行動を制限するような権限も持っております。そのような内容を討議する場合、やはりお集まりいただいて、それぞれ顔を合わせていただいたうえで、しっかり討議をすべきではないかというご意見もございました。

次に緊急事態宣言下での事務連絡になりますが、本日皆様はこの委員会に自家用車又は公共交通機関など色々な交通手段でお集まりいただいているかと思えます。委員になられた当初にどのような交通手段で出席をされるのかお聞きしています。公共交通機関で申告をしていただいている委員の方もお見えになられるかと思えますが、今のような状況で電車等公共交通機関での移動に不安に感じられる場合は、自家用車等で出席していただいても結構です。その旨、申し出ていただければ手続きをとらせていただきます。

以上です。

○掛橋委員

次回委員会の内容は分かりますか。

○事務局(林事務局長)

今のところ、次回委員会では全国漁業調整委員会連合会東日本ブロックで取りまとめていただく三重海区からの国への提案事項の提出期限が9月末になっておりますので、そちらをご協議いただく予定です。

○掛橋委員

はい、ありがとうございます。私は次回委員会で先般ありました太平洋広域委員会のくろまぐろの採捕禁止措置を報告すれば良いと思っていましたが、水産庁のホームページにすでに掲載されており令和3年8月21日から禁止となるため、今日の委員会で報告しておいたほうが良いと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局(林事務局長)

掛橋委員がおっしゃられた内容については、水産庁からの採捕禁止措置の連絡が委員の皆様へ本日の開催通知を発出した後でしたので、委員会運営規程ではあらかじめ通知した内容をということもあり、次回委員会での報告と考えていました。資料はございませんが簡単に口頭で説明させていただくことはできます。会長いかがでしょうか。

○浅井会長

資料が無くてもできるのであればお願いします。

○事務局(林事務局長)

はい。先ほど掛橋委員がおっしゃられたのは、県域をまたいだ広い海区のことを決める水産庁が事務局の太平洋広域漁業調整委員会のことでございます。広域委員会では、本年初めてくろまぐろの遊漁に対する委員会指示を6月から発動しています。この指示ではくろまぐろを体重が30 kg未満を小型魚、30 kg以上を大型魚としており、30 kg未満の小型魚は採捕してはならず、もしも獲ったらすぐに逃がしてくださいとしています。また、大型魚を採捕した場合には速やかに水産庁に報告しなければならないとされました。

しかしながら、6月以降採捕を始めたところ日本海側で思いのほか大型魚がたくさん獲れ始めました。くろまぐろはTACで管理されており、漁業の種類や各県に割り当てがあります。その割当てのなかに水産庁が持っている留保分がありますが、その留保分の一定量に迫るまで遊漁において大型魚が急に獲れ始めました。6月に初めて委員会指示を発動して大型魚は獲っても良いが、報告で済むということでしたが、急遽採捕を停止する必要が生じ、採捕を停止するための委員会指示が新たに発動された次第です。

詳細は次回委員会で報告させていただきます。

以上です。

○浅井会長

はい、ありがとうございます。掛橋委員よろしいですか。

○掛橋委員

概要の報告ありがとうございます。水産庁のホームページにも出ており、漁業者からの問い合わせもあり、委員の皆様にも知っておいていただきたく、報告のお願いをした次第です。

○浅井会長

はい、ありがとうございます。

これをもちまして委員会を閉会させていただきます。